

居住費及び食費の軽減制度について（介護保険負担限度額認定）

施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用したとき、一定の所得要件を満たした方を対象に居住費（滞在費）と食費を軽減する制度です。

※軽減を受けるには申請が必要です。詳しくはお住まいの市町村介護保険窓口へご相談ください。

※申請日の属する月の初日から有効になります。

※介護保険法の改正により、平成28年8月から認定を受ける場合は以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

・負担限度額認定の要件

配偶者がいない場合	(1) 住民税非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）であること。 (2) 利用者本人の預貯金・有価証券等の金額の合計が1000万円以下であること。
配偶者がいる場合	(1) 住民税非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）であること。 配偶者が別世帯の場合は、その配偶者も住民税非課税であること。 (2) 利用者本人と配偶者の預貯金・有価証券等の金額の合計が2000万円以下であること。

・負担限度額（1日あたり）

負担段階	対象者	食費	居住費（滞在費） ※ケアセンターかずさの場合	
			個室	2人・4人部屋
第1段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円	490円	0円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人等	390円	490円	370円
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円を超える人等	650円	1,310円	370円